

ご契約内容

ご契約内容に関する重要なお知らせです。よくお読みください。

電気通信事業者の名称	パイオニア株式会社
電気通信事業者の連絡先	ご契約内容に関してのお問い合わせ先 ■カスタマーサポートセンター 【固定電話】0120-993-032(無料) 【携帯電話】0570-037-605(ナビダイヤル・有料) 050-3820-7547(IP電話・有料) 受付時間 (土曜・日曜・祝日・弊社休業日は除く) 月曜～金曜 10:00～12:00、13:00～17:00
電気通信役務の内容	■名称：車載用 Wi-Fi メンテナンスサービス (車載 Wi-Fi メンテナンスサービスとは、車載用 Wi-Fi ルーターを車室内でご使用いただくために、車両走行状態を判定するためのセンサーデータや、各種設定の送受信、ファームウェア更新を行う車載用 Wi-Fi ルーターユーザー専用のサービスをいいます (以下、「本サービス」といいます)。) ■種類：NTTドコモのLTE回線を利用したMVNOサービス (データ通信のみご利用可能です。音声通話、SMS、国際ローミング及び緊急通報はご利用いただけません。) ■利用エリア：日本国内のみ ■データ量：無制限 (ただし、本サービスのご利用に限りです。) ■通信速度：受信最大 150M / 送信最大 50M (ベストエフォート型サービスのため、実際の使用時の通信速度を保証するものではありません。お客様の端末状況やネットワークの混雑状況等により、通信速度が低下することがございます。) ■有効期間：契約者識別番号その他の情報の小型記憶装置として車載用 Wi-Fi ルーターに装着されるドコモ UIM カード (以下「本製品」といいます) を用いて弊社専用回線への通信が確立された日の属する月を含み 24 か月間
契約特定事項	UIM カード記載の番号
料金支払時期・方法	■料金：本製品の価格には、本契約有効期間内の本サービスの利用料金を含みます。 ■支払時期・方法：本製品購入時にお支払いいただきます。
サービス提供開始予定時期	本製品を用いて弊社専用回線への通信が確立された時点から本サービスがご利用できます。

UIM カード車載用 Wi-Fi ルーター利用規約 必ず内容をご確認ください

第 1 章 総則

第 1 条 (定義)

パナソニック株式会社(以下「当社」といいます)は、以下のとおり UIM カード利用規約(以下「本規約」といいます)を定めます。本条第 1 号に定める車載用 Wi-Fi ルーターおよび同条第 2 号に定める本製品は、本規約をお読み頂いたうえで同意した方のみがご利用になります。本規約において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「車載用 Wi-Fi ルーター」とは、当社専用回線にて、センサーデータおよび各種設定等の送受信を行うことで、車内で Wi-Fi 接続を行う車載用通信端末をいいます。
- (2) 「本製品」とは、契約者識別番号その他の情報の小型記憶装置として車載用 Wi-Fi ルーターに装着されるドコモ UIM カードをいいます。
- (3) 「当社専用回線」とは、株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ」といいます)の第四世代移動通信システム(以下「LTE」といいます)および同社の提供する当社専用回線を利用した通信網をいいます。

第 2 条 (本規約の適用)

1. 本規約は、本製品の利用規定について定めたもので、本製品の利用者(以下「利用者」といいます)全てに適用されます。
2. 当社が本規約を変更する必要があると考える場合、その内容を変更できるものとします。この場合、当社は、利用者に対して変更後の本規約の内容および変更の効力の発生時期を事前に当社が適当と考えられる手段により通知するものとします。なお、変更の効力が発生後に利用者が本サービスの利用をしない場合には、当社は利用者が当該変更同意したとみなすことができるものとします。

第 2 章 関連サービス・必要な機器等

第 3 条 (関連サービス)

1. 利用者が、関連サービスを利用するには、自己の責任と負担において、利用する関連サービス毎に加入の申込みが必要となります。
2. 関連サービスの利用に関し、利用者は関連サービス毎の利用規約等に従うものとします。

第 4 条 (利用区域等)

1. 関連サービスを利用できる区域は、日本国内におけるドコモの LTE のサービスエリアとなります。ただし、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下・立体駐車場、ビルの際、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、関連サービスを利用できない場合があります。
2. 関連サービスを利用できる時間帯に制限はありませんが、当社専用回線および関連サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、関連サービスを利用できない場合があります。

第 3 章 車載用 Wi-Fi ルーターと本製品

第 5 条 (車載用 Wi-Fi ルーターの取扱い)

利用者は、車載用 Wi-Fi ルーターの取扱いに関し、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 車載用 Wi-Fi ルーターを車内以外で使用しないこと
- (2) 自家用乗用車(普通・小型四輪車、軽四輪車)以外の車両で使用しないこと
- (3) 法人の営業車を含む、事業用途の車両で使用しないこと
- (4) 車載用 Wi-Fi ルーターを分解し、解析し、または改造しないこと
- (5) 車載用 Wi-Fi ルーターに記録されている情報を読み出し、変更し、または消去しないこと
- (6) 次条に基づいて変更された車載用 Wi-Fi ルーターの仕様および必要な事項に沿った取扱いをすること
- (7) その他当社が不適切と判断する取扱いをしないこと

第 6 条 (車載用 Wi-Fi ルーターの変更)

当社は、技術上および業務の遂行のために必要な理由がある場合、当社の判断により、車載用 Wi-Fi ルーターの仕様および車載用 Wi-Fi ルーターに必要な事項を変更することがあります。

第 7 条 (本製品の貸与)

本製品は、利用者が車載用 Wi-Fi ルーターを利用するために当社が利用者へ貸与するものです。

第 8 条 (本製品の取扱い)

利用者は、本製品の取扱いに関し、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本製品に記録されている情報を読み出し、変更し、または消去しないこと
- (2) 本製品を分解し、解析し、または改造しないこと
- (3) 本製品を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (4) 本製品を車載用 Wi-Fi ルーターから取り外し、別の機器に挿入しないこと
- (5) その他当社が不適切と判断する取扱いをしないこと

第 9 条 (本製品の変更)

当社は、技術上および業務の遂行のために必要な理由がある場合、当社の判断により、当社が貸与する本製品の仕様および本製品に必要な事項を変更することがあります。

第 10 条 (本製品の返還)

利用者は、次のいずれかに該当する場合、当社の指示に従い、すみやかに本製品を当社に返還するものとします。

- (1) 車載用 Wi-Fi ルーターの使用を終了した場合
- (2) その他本製品を利用するの必要がなくなった場合

第 11 条 (本製品の亡失等)

利用者が本製品を亡失し、または棄損したときは、当社は本製品を修復し、または代替品を貸与しますが、利用者は当社の指示に従って、これにかかる費用を当社に支払うものとします。

第 4 章 利用料金等

第 12 条 (利用料金等)

車載用 Wi-Fi ルーターの価格には、本規約有効期間内の本製品利用料金を含みます。

第 5 章 本規約の成立と終了

第 13 条 (有効期間)

1. 本規約は、利用者によって車載用 Wi-Fi ルーターより当社専用回線への通信が確立された時点より利用者に適用されるものとします。
2. 本規約は、成立した日の属する月を含み 24 ヶ月間を以て終了します。

第 14 条 (本製品利用の停止)

1. 利用者が第 5 条または第 8 条に違反した場合、その利用者は、ドコモの LTE サービスを受けられなくなることもあり、また、当社は、何等の通知催告を要せず、その利用者に対する車載用 Wi-Fi ルーターおよび本製品の利用を停止することができます。
2. 前項に従って車載用 Wi-Fi ルーターおよび本製品の利用を停止した場合、当社は製品購入代金の一部もしくは全部等一切の払い戻しは行いません。

第 6 章 その他

第 15 条 (免責)

1. 当社は、車載用 Wi-Fi ルーターおよび本製品、または関連サービスにより利用者へ提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。
2. 当社は、理由の如何に関わらず、車載用 Wi-Fi ルーターおよび本製品、または関連サービスを利用または利用できなかったことに起因して生じたいかなる損害(逸失利益、ビジネスの中断、データの消失など)による損害を含みますが、これらに限られません。)についても、一切責任を負わないものとします。
3. 本契約が消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当社が一切の損害賠償責任を負わないとする規定は適用されませんものとします。この場合であっても、当社の故意または重大過失に基づく債務不履行または不法行為により利用者へ生じた損害のうち、特別な事情から生じた損害(当社または利用者が損害発生につき予見し、または予見しえた場合を含みます。)については、責任を負いません。当社が無過失の場合に何らかの理由により責任を負う場合、利用者が現実には被害を発生すべき損害についても、その責任を負うものとします。
4. 利用者は、車載用 Wi-Fi ルーターおよび本製品、または関連サービスの利用に関して第三者との間で紛争が生じた場合には、当該紛争を自らの責任と費用で解決するものとします。

第 16 条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項および無効または執行不能と判断された一部の残りの部分の条項は、なお完全にその効力を有するものとします。

第 17 条 (準拠法・合意管轄)

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 利用者当社との間で生じた車載用 Wi-Fi ルーターおよび本製品の利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。